

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成29年10月～12月）

1. 受付事件

| 事件の表示 | 事 件 名 | 受付年月日 |
|----------------------|-------------------------|----------|
| 群馬県 平成29年(調)第1号事件 | 護岸工事による騒音被害防止及び損害賠償請求事件 | 29.12.18 |
| 長野県 平成29年(調)第2号事件 | 稲乾燥機騒音粉じん防止請求事件 | 29.12.21 |
| 兵庫県 平成29年(調)第1号事件 | 火力発電所増設公害防止対策等請求事件 | 29.12.14 |
| 奈良県 平成29年(調)第2号事件 | 食品加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件 | 29.11.15 |
| 福岡県 平成29年(調)第1号事件 | 工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件 | 29.12.21 |
| 熊本県 平成29年(調)第2号事件 | 飲食店からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件 | 29.10.25 |
| 熊本県 平成29年(調)第3号事件 | 養豚場からの水質汚濁等被害防止請求事件 | 29.11.27 |

2. 終結事件

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------|----------|--|---|
| 岐阜県 平成28年(調) 第1号事件 [大規模温室からの騒音被害防止請求事件] | 岐阜県 住民1人 | 農業関連団体 | 平成28年12月13日受付 機器運転中の騒音、機器の運転と停止が繰り返されることによる騒音発生と静寂の繰り返し、機器起動時の騒音変化などが、生活の支障となっており、長期間(概ね6か月)の連続運転による苦痛を感じている。よって、被申請人は、①11月中旬から5月初旬までの温水発生器及び温水循環器の騒音対策を行うこと、②①以外の期間の換気扇運転時の騒音の低減及び遮蔽をすること。 | 平成29年10月24日調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 静岡県 平成28年(調) 第2号事件 [道路からの騒音・振動・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件] | 静岡県 住民1人 | 市(代表者市長) | 平成28年8月10日受付 申請人は、自宅前の道路からの振動により、家の修繕費用が発生したこと及び道路騒音、道路振動、道路からの悪臭により苦痛を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対して、損害賠償として金1,435万円を支払うこと、②申請人宅前の道路から、騒音・振動及び悪臭が発生しないように十分な対策を採ること。 | 平成29年12月15日調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 広島県 平成28年(調) 第1号事件 [自動車解体業者からの騒音・振動被害防止請求事件] | 広島県 住民1人 | 自動車解体業者 | 平成28年10月17日受付 申請人は、隣接する自動車解体業者の発する騒音及び振動により、苦痛を受けている。よって、被申請人は申請人に対して、騒音及び振動の被害を発生させないように、被申請人の作業内容を改善すること。 | 平成29年10月22日調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|---------------------|---------------------|---|--|
| <p>熊本県 平成29年(調) 第1号事件</p> <p>[エアコン室外機 からの騒音被害 防止請求事件]</p> | <p>熊本県 住民2人</p> | <p>熊本県 住民2人</p> | <p>平成29年2月27日受付</p> <p>申請人宅近隣に新築された被申請人宅のエアコン室外機(隠蔽配管)の音により、不眠、耳鳴り、めまい等体調不良が続いている。よって、被申請人は、①被申請人宅の室外機を申請人の費用負担にて移設すること、②移設が無理な場合、室外機の前に防音フェンスを設置すること、なお、この場合、防音効果が不明であるため、フェンス費用は申請人及び被申請人で折半することとし、また、数十年先に防音フェンスの効果が低下した場合には、買換えのフェンス費用も折半とする。</p> | <p>平成29年12月1日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p> |

(注) 上記の表は、原則として平成29年10月1日から平成29年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。